

広島県告示第七百五十九号

令和三年八月十一日からの大雨による災害に関し、令和三年八月十二日から次の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定に基づく救助を実施する。

広島市中区、東区、南区、西区、安佐南区、安芸区及び佐伯区

なお、次の救助に係る知事の権限の一部を当該市の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）に規定された期間とする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 死体の捜索及び処理
- 十一 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

令和三年八月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦